滋賀支部の収支差について

	保険料収入		その他収入			
		一般分		債権回収 以外	債権回収	計
全国計	9,593,872	9,592,138	53,704	41,269	12,435	9,647,576
滋賀	81,842	81,827	481	357	125	82,324

(百万円)

		支 出														
		医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)														
			医療給付費 (国庫補助 を除く) (A)-(B)	医療給付費 (国庫補助 を除く)	(国庫補助 平成29年度の 、土・		一	所得調整額 激変緩和		現金給付費 等 (国庫補助 等を除く)	经什么生	(国庫補助を	一般管理費 (国庫負担を 除く)		平成29年度 の収支差の 清算	
			(, (, (,)	(A)	(B1)	(B2)										
全	≧国計	5,033,228	5,033,228	5,037,816	2,270	2,318	ı	ı	1	440,451	3,419,592	136,178	43,441	34,806	ı	9,107,696
泫	兹 賀	42,343	42,892	42,892			458	▲1,194	187	3,806	29,548	1,177	375	301	0	77,550

(百万円)

			(ロカロ)				
	収支差						
	計						
		全国平均分	地域差分				
全国計	539,880	539,880	-				
滋賀	4,774	4,665	109				

(注)

- 1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の 実績を表す。
- 2. 「年齢調整額」、「所得調整額」、「激変緩和」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
- 3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和元年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
- 4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び熊本地震に伴う平成29年度における協会負担分の 窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。 また、(B2)は、東日本大震災等に伴う窓口負担 減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
- 5.「平成29年度の収支差の精算」は、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
- 6. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。

〇令和元年度の滋賀支部収支差(地域差分)の保険料率換算

※ 保険料率換算は、令和元年度の総報酬額の実績に基づく参考値である。

	支部別収支差 (地域差分) (a)	総報酬額 (元年度実績) (b)	保険料率換算 (a)/(b)*100
V4 40	百万円	百万円	%
滋賀	109	829,052	0.01

(注)

- 1. 令和3年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差(地域差分)について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。
- 2. 令和3年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和元年度の支部の収支差(地域差分)を令和3年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、表中の保険料率換算(収支差(地域差分)を令和元年度の総報酬額の実績で除したもの)とは異なる。

17